

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

| | | |
|--|--------------|---|
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課) | 一 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 | (同) | 一 |
| ○特定計量器の定期検査の延期 | (産業立地推進課) | 一 |
| ○公有水面埋立てのしゅん功認可 | (水産業基盤整備課) | 一 |
| ○道路の区域変更 | (道路課) | 二 |
| ○道路の供用開始 | (同) | 二 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (大河原地方振興事務所) | 二 |
| ○土地改良区役員の就任及び退任の届出 | (北部地方振興事務所) | 三 |
| ○土地改良区の定款変更の認可(三件) | (同) | 三 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (東部地方振興事務所) | 四 |
| ○公 告 | (建築宅地課) | 四 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | | 四 |
| ○仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託 | | 四 |
| 正 誤 | | 四 |
| ○宮城県公報号外第一四号(令和二年三月三十一日付け)中 | | 四 |
| ○宮城県公報第九三号(令和二年四月七日付け)中 | | 四 |
| ○宮城県公報第九八号(令和二年四月二十四日付け)中 | | 四 |

告 示

○宮城県告示第三百七十七号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和二年四月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害児通所支援の種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|-----------------------------|-----------------|------------------------|--------------|
| ○四五〇五〇〇五二五 | いっほ 気仙沼市赤岩四十二 八十番地二十八 | 居宅訪問型児童 発達支援 | 特定非営利活 動法人水梨か ふえ | 令和二年五月 一日 |

○宮城県告示第三百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和二年四月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 廃止する指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 廃止年月日 |
|------------|---|-------------------|-----------------------|--------------|
| ○四一〇二二〇三三〇 | 愛さんさん訪問介護 (石巻(障)) 石巻市大街道南四丁 目六番二十号 | 同行援護 | 愛さんさんピ レッジ株式会 社 | 令和二年五月 一日 |

○宮城県告示第三百七十九号

令和二年三月十七日付け宮城県告示第九十八号で告示した計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を延期する。
令和二年四月二十八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百八十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和二年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和二年四月二十二日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

南三陸町

三 埋立区域

1 位置

第一種ばなな漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とホの地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位（D L＋1・一五四メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内の基点A点（北緯三八度四三分一三秒、東経一四一度三三分二八秒）から一七度三二分三七秒二一・八九メートルの地点

ロの地点 イの地点から 一〇二度一四分〇二秒 〇・八六メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 一九二度五四分三七秒 三一・〇一メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 二八三度〇三分一九秒 一二・一一メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一三度〇〇分三九秒 三〇・九九メートルの地点

3 面積

三七四・五五平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

平成二十一年十月十四日

宮城県（水整）指令第十八号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

南三陸町

○宮城県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻港線

三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員（メートル） | | 敷地の延長（メートル） | | 備考 |
|--------------------------------------|-------|-------|------|-------------|-------|-------------|------------------------------|----|
| 石巻市門脇町三丁目九四番三四地先から 同市中央一丁目三番六地先まで | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | |
| | A | B | A | B | A | B | | |
| | 一一・〇〇 | 七・一一 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |
| | 二二・〇〇 | 七・一七 | 九・〇〇 | 七・一〇 | 八九・〇〇 | 七九・〇〇 | | |

○宮城県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年四月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|------|----------------------------------|------------|
| 県道 | 石巻港線 | 石巻市門脇町三丁目九四番三四地先から同市中央一丁目三番六地先まで | 令和二年四月二十八日 |

○宮城県告示第三百八十三号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

○宮城県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川堰土地改良区
役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

一 就任した者

| 就任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
|----------|--------|-------------------|-----|
| 令和二年四月一日 | 齋藤 豊 | 黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 菅原 正彦 | 大崎市三本木青田字屋敷三十九番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 浦山 宗明 | 加美郡色麻町大字上新町六十五番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 伊藤 昌範 | 黒川郡大衡村大衡字吹付百四十三番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 小坂 弘是 | 大崎市三本木坂本字山崎十六番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 佐々木 善男 | 加美郡色麻町一の関字松木沢三番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 細川 運一 | 黒川郡大衡村大衡字柵木百三十八番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 佐藤 光男 | 加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番地 | 理事 |
| 令和二年四月一日 | 伊藤 祐治 | 大崎市三本木音無字館下三番地三 | 理事 |

二 退任した者

| 退任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
|------------|------|------------------|-----|
| 令和二年三月三十一日 | 齋藤 豊 | 黒川郡大衡村駒場字下横前十六番地 | 理事 |

| | | | |
|------------|--------|-------------------|----|
| 令和二年三月三十一日 | 菅原 正彦 | 大崎市三本木青田字屋敷三十九番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 浦山 宗明 | 加美郡色麻町大字上新町六十五番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 伊藤 昌範 | 黒川郡大衡村大衡字吹付百四十三番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 小坂 弘是 | 大崎市三本木坂本字山崎十六番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 佐々木 善男 | 加美郡色麻町一の関字松木沢三番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 細川 運一 | 黒川郡大衡村大衡字柵木百三十八番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 佐藤 光男 | 加美郡色麻町四竈字土器坂六十五番地 | 理事 |
| 令和二年三月三十一日 | 伊藤 祐治 | 大崎市三本木音無字館下三番地三 | 理事 |

○宮城県告示第三百八十五号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

○宮城県告示第三百八十六号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

○宮城県告示第三百八十七号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二

項の規定により、令和二年四月二十日認可した。
 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 令和二年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田政則

○宮城県告示第三百八十八号

石巻市北方土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
 令和二年四月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤靖

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 令和二年四月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
 地域の名称
 塩竈市大日向町百五十番一、百五十番三十七、
 百五十番五十二、百五十番五十八

東京都千代田区二番町八番地八
 株式会社セブーン・イレブン・ジャパン

企 業 局

○宮城県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
 令和二年四月二十八日

宮城県公営企業管理者 櫻井雅之

一 委託した相手の所在地及び名称
 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
 同和興業株式会社
 二 委託期間
 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで

正 誤

○宮城県公報号外第一四号（令和二年三月三十一日付け）中
 ページ 段 行
 四 上 一 施行期日等 正 施行期日 誤

○宮城県公報第九三三号（令和二年四月七日付け）中
 ページ 段 行
 六 下 二 施行期日等 正 施行期日 誤

後ろか
 ら二

三 改正後の東日本大震災に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則は、令和二年四月一日

令和二年四月一日

七 上 二 改正後の令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則の規定は、令和二年四月一日

令和二年四月一日

○宮城県公報第九八号（令和二年四月二十四日付け）中

ページ 段 行
 一 上 六 令和元年宮城県告示第九百三十三号 正 誤

平成四年宮城県告示第五百四十一号